

在韓被爆者問題市民会議 総会開催（2006年6月3日）



総会後の特別講演を行う玄武岩（ヒョン・ムアン）氏

在韓被爆者

第45号
2006.7.31

在韓被爆者問題市民会議
〒158-0093 東京都世田谷区上野毛4-33-20
中島竜美方
郵便振替 00130-2-355828
電話 03(3701)5916

（もくじ）

- ◆ 李康寧裁判・廣瀬方人裁判六月一三日
最高裁判決について 田村和之……2
- ◆ 『今後の「手帳」裁判と残された課題について』
中島竜美……4
- ◆ 在韓被爆者問題市民会議総会開催
……6
- ◆ 韓国のメディアと政治状況
玄武岩（ヒョン・ムアン）……8
- ◆ 長い長い道のり
友沢光男……8
- ◆ 故倉本寛司さんの言葉
……11
- ◆ 李康寧（イ・カンニョン）さんを偲ぶ
平野伸人……13
- ◆ 天国の分順（フンスン）さんへ
銀林美恵子……14
- ◆ 金分順さんを偲んで
石川逸子……15
- ◆ 商社九条の会・東京の紹介
有岡道夫……16

市民会議ホームページご覧下さい。
<http://www.campus.ne.jp/~jcpcd>
E-mail: jcpcd@campus.ne.jp

李康寧裁判・廣瀬方人裁判六月二三日最高裁判決について

龍谷大学法科大学院教授 田村 和之

一 最高裁では何が争点だったのか

在韓被爆者の李康寧さん（原告）の裁判（李裁判）は、帰国によって支給が打ち切られた健康管理手当について不払い部分の支給を求めたもので、長崎市と国が被告に据えられた。第一審の長崎地裁二〇〇一年一月二六日判決および第二審の福岡高裁二〇〇三年二月七日判決とともに、四〇二号通達は違法であり、李さんは帰国後も手当受給権を有しており、被告の国は打ち切り後の不払い分の手当を李さんに支払え、というものであった。兩判決は、郭貴勲裁判の大阪地裁判決・同高裁判決と異なり、手当を支払うものは長崎市でなく国であるとした。

すでに国・厚生労働省は二〇〇二年一月五日の郭裁判大阪高裁判決を受け入れており、在外被爆者が手当を受給できることは確定していた。しかし、手当の支払い者は国でなく都道府県・広島市・長崎市であるというのが国・厚生労働省の考えであったので、国が最高裁に上告した。

長崎在住の廣瀬方人さんは、中国に滞在中、健康管理手当の支給が打ち切られていたので、李さんと同様の裁判（廣瀬裁判）を提起した。第一審の長崎地裁二〇〇三年三月一九日判決は、被告の国に対して不払い手当の支払いを命じた。第二審の福岡高裁二〇〇四年二月二七日判決は、手当を支払うものは国ではなく長崎市であるとし、そのうえで廣瀬さんの長崎市に対する手当受給権は時効により消滅したと判断した。廣瀬さんが最高裁に上告受理を申し立てた。最高裁は、国に対する請求に関する部分のみ上告を受理した（二〇〇六年二月二四日決定）。

以上から理解していただけるであろうが、李裁判および廣瀬裁判の最高裁における争点は、国に在外被爆者に対する手当支払い義務があるかどうか、言い換えれば、在外被爆者に対して手当を支給するものは国かそれとも都道府県・広島市・長崎市か、ということであった。

二 判決の内容

最高裁は、「原爆三法上、いったん『被爆者』たる地位を取得した者が日本国内に居住も現在もなくなった場合に『被爆者』たる地位を失うとの解釈には実質的、合理的理由がないといわざるを得ず、被上告人は、出国により日本国内に居住も現在もなくなつてからも、『被爆者』たる地位を失わず、上記受給権（健康管理手当の受給権をいう。引用者）を失うことはない」と解されるから、引き続き健康管理手当の受給権を有していた」とした福岡高裁判決を「是認することができる」と判断した。つまり、最高裁も四〇二号通達による厚生省・厚生労働省の在外被爆者への手当打ち切りが違法であることを追認的ながら認めたのである。

最高裁は、在外被爆者に対する手当の支払い者は国でなく、都道府県・広島市・長崎市であるとの判断を示した。この点に関して李さん・廣瀬さん側は、国が手当支払い者であると主張していたが、これは退けられたということである。この点をとらえて、一部のマスコミは最高裁では在外被爆者側が敗訴したと報道した。最高裁における争点が在外被爆者に対する手当支払い者は国か、それとも都道府県・広島市・長崎

市かという点に限定されていたことをみれば、敗訴というとならえ方は必ずしもこの裁判の結果を正確に表現したものではない。李裁判の結果、長崎市は李さんに対して不払い分の手当を支給した（廣瀬さんは第二審の敗訴が確定）。

李さん、廣瀬さんの裁判は、被爆者に対する手当等の支給事務が機関委任事務とされていた時代の事件であり、その法解釈のあり方が争われた。結論的にいえば、現在の被爆者援護法の解釈としては、在外被爆者に対する手当の支給は都道府県・広島市・長崎市の事務であると解するのが、学界でも通説的な考え方であり、この意味で、このたびの最高裁の判断は穏当であった（長崎地裁・福岡高裁の判断には法理上無理があった）。付け加えれば、機関委任事務制度は二〇〇〇年に廃止され、現在、手当支給は地方自治体の法定受託事務となっている。現行法に基づいて行われる在外被爆者に対する手当支給も地方自治体の法定受託事務であり、したがって、都道府県・広島市・長崎市が在外被爆者に対する手当支払い者である。

以上のように、このたびの最高裁判決は、四〇二号通達が違法であると指摘したほか、在外被爆者に対する手当支給は都道府県・

広島市・長崎市の事務であるとの判断を示しただけであり、結果的には現在の厚生労働行政を承認したものとどまった。孫振斗裁判判決（一九七八年）以来となる最高裁判決に対しては、率直にいつて期待が大きかったが、ないものねだりに終わった。

三 国が事業主体となること

大きな成果をあげてきた在外被爆者裁判は、法律の解釈や運用のあり方を争い、国外に居住する被爆者も法律上の被爆者であること、手当の支給申請や受給ができることを認めさせてきた。政府・厚生労働省は被爆者援護法の解釈の変更を余儀なくさせられ、都道府県・広島市・長崎市は、その住民である被爆者を対象とする行政だけでなく、住民でない在外被爆者をも対象として事務を処理しなければならないことになった。

ところが、ここに一つの矛盾が明らかになりつつある。本来、地方自治体はその「住民の福祉の増進」を図ることを任務とするものであり、その住民でない外国居住の被爆者（在外被爆者）に対する事務は、その地方自治体の任務ではない。在外被爆者への手当等の支給決定や継続的な支給は、被爆者健康手帳を交付し、あるいは手当支給

決定を行った都道府県・広島市・長崎市の責務のうちにあると考えられる。しかし、在外被爆者に対する援護がすべて地方自治体の責務のうちにあると考えることには抵抗感を禁じえない。

国が在外被爆者援護の事業主体となることが求められるゆえんである。

関連して、最近の一つの動きに注意しておきたい。それは、これまでの厚生労働省健康局長通知「在外被爆者渡日支援等事業の実施について」（二〇〇三年七月二五日）が廃止され、新しく「平成一八年度在外被爆者支援事業の実施について」（二〇〇六年三月三一日）が発せられたことである。従前の「渡日支援等事業」が単に「支援事業」に変わっただけのようにみえなくもないが、よくみると、これまでの事業が国から地方自治体への「補助」事業であったのに対して、新しい通達による事業は国から自治体への「委託」事業となっている。補助事業は地方自治体の事務を国が財政的に支援するものであり、委託事業は地方自治体が国の事務を受託して行うものであって、両者は建前がまったく異なる。政府・厚生労働省は、在外被爆者に対する「支援」事業は、本来、国が行うべきものと考えようになったのであろうか。

『今後の「手帳」裁判と残された課題について』

中島 竜美

はじめに

近年の在外被爆者問題の推移をみると、国・厚労省は裁判によって明らかにした部分の対応措置にとどまり、抜本的な対策を行ってこなかったことから、現地では新たな問題が現出している。

その発端となった郭貴勲大阪高裁判決（○二年十二月確定）では、居住国での法的地位が認められているにもかかわらず、明示された健康管理手当しか実施してこなかった。

そのため、他の手当受給について在韓・在米・在ブラジル被爆者がそれぞれ保健手当や葬祭料要求等の裁判を起し、逐一勝訴を勝ち取ってきたのである。

この間、厚労省が在外被爆者対策として打ち出してきた各種新規事業なるものは、来日を要件とする支援事業が中心で、対策の軸足をきちんと居住国へ踏み出さなかったことに根本原因があった。後に新設された保健・医

療支援事業にしても、均一に上限金額（年間十三万円）を切り、各国在住被爆者の不満をかつている。

しかも、これまで述べてきた措置は、いずれも被爆者健康手帳（以下「手帳」）所持者を対象としたものである。

韓国の約三〇〇名をはじめ、在米・在ブラジルそれぞれの被爆者団体にはまだ「手帳」を取得していない被爆者も多く、この人達は新規事業からも疎外されてきた。国交のない朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の被爆者団体にも約一〇〇〇人が加盟しているといわれるが、これらの被爆者に対しては、白紙状態のままで。

これから行われようとしている「手帳」裁判は、直接居住国から交付を求めるもので、この裁判のゆくえは、今後、国の在外被爆者対策を大きく左右する重要な意味を持つことになるだろう。

再度の挑戦

かつて冷戦真只中の七十年十二月、韓国から治療を求めて密航してきた孫振斗さんが、移送された病院から起した「手帳」裁判は、最高裁（七八年三月）で原爆被害をもたらした国の戦争責任を問い、『法（旧原爆医療法）の根底には国家補償的配慮がある』として、勝訴の判決を下した。

その後、この最高裁判決は国の被爆者政策に大きな影響を与え、旧原爆二法を一本化した現行の被爆者援護法（九五年七月施行）を生む契機となった。

しかし、在外被爆者にとっては孫振斗「手帳」裁判の第一審勝訴直後（七四年七月）の『日本の領域を越えると失権する』とした例の局長通達（四〇二号通達）が現行法にも受け継がれ、それを根拠に内外被爆者分断政策が行われてきた。

その壁を破ったのが、郭貴勲裁判であったことを考えると、再びの挑戦として行われる今度の「手帳」裁判は、その後の国の対応をみる限り、決して樂觀は許されない。そこで参考までに孫振斗「手帳」裁判で争点となった主なポイントを整理してみよう。その第一は、国側が却下理由として持



在外被爆者訴訟の弁論で最高裁に入場する在外被爆者・支援者の皆さん（撮影：鈴木賢士氏）（2006 年 4 月 4 日）

ち出した法の目的を『地域社会の福祉向上のために』あるとしたことから、原告側は『広島・長崎の戦争被害者を対象とした国家補償法』であるとして法の性格をめぐる論争を挑んだ。

こうした背景には、国がすでに日韓条約によって『一切解決済み』としており、現に条

約締結後は合法的に入国して申請した被爆者へも「手帳」交付を拒んできた現実があったからである。この「法の性格論争」は、やがて法文に記された（現行法でも同様）申請先が『居住地又は現在地の都道府県』の『現在地』になっているところから、はたして孫さんが入院している病院がそれに当るかどうかが次に問題となった。つまりは服役中の仮放免の措置を突いてきたのである。

これまでみてきたように、県・国側は、法の趣旨を一貫して社会保障法であるとし、適用を受ける者は『地域社会と結合関係』（居住関係）が必要と主張した。

提訴から二年たつて福岡地裁が下した勝訴判決には法の性格を『他のいわゆる社会保障法とも類を異にする特異な立法』として、県・国側の言い分を斥けている。この第一審勝訴を受けてケロイド手術で東京の病院に招請治療中の故・辛泳洙さんが東京都に対して「手帳」申請したところ、三日後に「手帳」交付を受けることができた。

こうして六五年以降一切入国者へ「手帳」を出していなかった国は、その都度条件を変えながら来日してきた在外被爆者へ治療

の道を拓く結果となった。

在米被爆者への第一号は、翌七五年のことである。その反面、問題となるのは先の辛泳洙さんが「手帳」申請した同じ日に、四〇二号通達が発出していることである。

新たな「手帳」裁判の展望

これまで国は在韓被爆者の存在を「喉にささった棘」としてその対策をとってきたが、九十年代に入り、分断されてきた在韓・在米・在ブラジル被爆者が共同行動をとるようになってからは、その対応は明らかに変化してきた。

このことは司法の態度にも表れており、〇二年以降の裁判の流れをみると、孫振斗最高裁判決を踏まえて四〇二号通達の違法性を突くものが殆どで、特に〇五年一月の広島高裁三菱徴用工裁判では、日本政府に対して原告全員に一二〇万円の損害賠償を命じる判決が下っている。

さらに居住国から行ってきた各種「手当」裁判の成果もあり、機はすでに熟しているといえるだろう。ここで先ず問題になるのは、すでに厚労省も述べているように「手帳」申請に当っては当人の来日が必要な要

件としている点だ。しかし、その一方、新規事業の中で来日後速やかに「手帳」交付ができるよう、被爆事実が明らかな者へは現地の「被爆確認証」（以下「確認証」）の発給もすでに実施されているのである。問題は来日しようにもそれができない被爆者はどうするかだ。

現在大阪では在韓被爆者、広島では在ブラジル被爆者でいずれも「確認証」所持者を原告に立てて提訴を行おうとしている。

法が定めている「手帳」交付の要件、つまり「被爆者の認定」には被爆の証明（直接被爆・間接被爆一号・四号）がありさえすればいいわけであり、厚労省の主張するような来日による「面接調査」が必要条件であるとは考えにくい。とはいえ、予断は許されない。郭貴勲裁判以降の居住国からの各種裁判の勝訴もまだ下級審の段階で、最終結論までには時間がかかる。

新たに提起される「手帳」裁判も当然長期にわたるとすれば、老令化が進み、すでに残された時間的猶予もない当事者のニーズに配慮することが出来ないのである。

そこで考えられるのは、合わせて法改正を進めること、そのため超党派の議員懇による

国会活動を活発に展開すること。いずれにしても最終段階にきた裁判闘争は、これまで時間の引き延ばしをはかってきた国・厚労省に自省をうながし、政治決着を迫るものになければならない。

×

×

六十一回目の原爆忌がやってくる。先陣を切って活躍してこられた多くの在韓被爆

者の先達は、すでに鬼籍に入られた。そして世紀を越え、被爆者国際連帯のもとで運動を共にしてきた在米被爆者の倉本寛司さんが、最近では金分順さん、李康寧さんほか多くの方々が志なかばで旅立たれていった。残された者としては、皆さんの無念を心に刻み、今後も力を尽くしていきたいと思う。

市民会議総会・記念講演開催

（'06年6月3日（日）池袋）

最初にこの一年間の活動報告があった。主なものは次のようなものであった。

◎会報発行（第42号・第44号）

◎在外被爆者写真展

開催・'05年7月26日30日

◎倉本寛司さんを偲ぶ会

開催年4月23日

◎議員懇及び厚労省交渉

'05年5月19日議員懇総会／厚労省交渉（衆議院第2議員会館にて）

'06年4月5日議員懇総会／厚労省交渉（衆議院第1議員会館にて）

◎在外被爆者を巡る裁判支援

◎フィールドワーク '05年12月18日高麗博物館訪問

館訪問

また今後の基本的方向の提案された内容は主に次のようなものであった。

◎在外被爆者支援

裁判闘争支援

議員懇活動との連携



◎フィールドワークの継続を
◎例会／韓国 の現状の学習を力点に行う。
その後、これらの提案に基づき議論を行っ
た。
それを受けて財政報告（下記参照）、運営
委員選出（再任）を行った。
全体的に若い人の参加が少ないのでホー
ムページの充実や「他団体との共闘も内容
によっては良いのではないか」との意見も
出された。
総会終了後は記念講演を若手で韓国の I
T 研究者の玄武岩（ヒョン・ムアン）氏に
「韓国のメディアと政治状況」と題して行っ
ていただいた。（詳細は 8 頁を参照）

在韓被爆者問題市民会議会計報告

2006.6.4

自 2005.4.1 至 2006.3.31

前年度より繰越	208,544.-	
収入		
会費	345,000.-	但し 87 名
寄付 個人	1,182,690.-	但し 45 名プラス写真展入場者
団体	0.-	
書籍販売代金	14,870.-	
集会参加費	7,500.-	
印刷費	18,000.-	但し 写真展宣伝チラシ
合計	1,568,060.-	
支出		
会報印刷、事務費	517,860.-	
通信費	103,730.-	
会議費（会場費）	145,125.-	-
文具・書籍購入代金	6,217.-	
寄付	30,000.-	
在外被爆者来日諸費用	120,449.-	
交通費	7,650.-	
写真展資料借料	75,750.-	
在韓被爆者写真 1 式	100,000.-	
合計	1,106,781.-	
差引残高	669,823.-	次期繰越

以上のとおりご報告いたします。

会計

有岡道夫

総会講演（二〇〇六年六月三日）

韓国のメディアと政治状況

玄武岩（ヒョン・ムアン）氏（東京大学大学院情報学環助手）

私は一九六九年に済州島で生まれまし
た。今、東京大学大学院情報学環助手を
しています。専門は社会情報学です。姜尚中
（カン・サンジュン）教授の下で研究してい
ます。二〇〇五年に東京大学で開かれた「東
アジア共同体シンポジウム」では事務局長
として動きました。二〇〇二年の韓国の第
十六代大統領選挙で、現在の盧武鉉（ノ・
ムヒョン）大統領が勝利しましたが、この
選挙では、インターネットが勝利への強力
な手段となりました。盧武鉉大統領は派閥
も学閥もなく、既存の言論機関から徹底的
にマークされていたにもかかわらず、選
挙に勝ったのです。韓国は世界一のＩＴ強
国と自負しています。大統領選挙では、二
〇代、三〇代の若い有権者がインターネッ
トを通じて、既存の権力による暴露戦略を
看破することができたのです。私はこのよ
うな韓国におけるインターネットの力を見
て、インターネットと韓国における民主主
義の問題を深く、考えるようになりました。

韓国ではインターネットが発達していま
す。ブログジャーナリズムが盛んで、イン
ターネットを通じた市民参加型ジャーナリ
ズムが生まれています。韓国の従来のメデ
ィア、例えば、新聞をみると、「朝鮮日報」「中
央日報」「東亜日報」の三大新聞（朝中東）
が「言論権力」の中心でした。二〇〇二年
の大統領選挙では、選挙報道を監視するた
めに市民団体が結集し、「二〇〇二大選メ
ディア公正選挙国民連帯」を構成しました。
この団体の選挙報道監視委員会が既存の新
聞、放送メディアの報道を監視した結果、
暴露記事や反共攻勢の記事は選挙にはあま
り影響しないことが分かりました。
三大新聞（朝中東）の「言論権力」とは、
新聞市場の七割を占有し、軍事政権との癒
着を通して発展、民主化以後、政治権力が
衰退すると自らが権力化したなどの特徴を
持っていることです。このような「言論権力」
である既存の新聞メディアの存在にもかか
わらず、盧武鉉大統領が選挙に勝利したの
です。

「オーマイニュース」や「プレシアン」など
のインターネット新聞でした。これらのイン
ターネット・メディアは言論改革運動を
初め、「アンチ朝鮮（朝鮮日報）」キャンペー
ンに着手しました。「オーマイニュース」は
『すべての市民が記者』というコンセプト
のもとに、既存の言論権力に対抗する常勤
記者と市民記者からなるインターネット新
聞です。（玄武岩『韓国のデジタル・デモ
クラシー』集英社、二〇〇五年）。この新聞
には登録すれば誰でも記事を書くことがで
きます。今年（二〇〇六年）の夏頃には、
日本でも「オーマイニュース」が発刊され
る予定です。

日本と韓国におけるインターネット政治
の差というものは、政治に対する関わり方
の違いから生まれていると思います。韓国
の民主化運動が継続されているからです。
それに韓国では個人の生というものを決定
する民主主義という考え方が強く、主流メ
ディアに対する不信任も強いのです。日本
では現在、政治意識が低下しており、民主
主義システムが安定した結果、市民を代弁
するのが政党となっています。

盧武鉉政権を誕生させたデジタル・デモ
クラシー
すでに述べたように、盧武鉉政権を生ん
だのは、市民の自発的なネットワークの力
でした。インターネット・メディアでは、

インターネット・ジャーナリズムの時代
へ



講演する玄武岩
(ヒョン・ムアン) 氏

実名制を導入しています。選挙運動中には実名の確認が行われ、信頼性を保つような努力が取られています。ここで日本のメディアについて考えてみます。日本のメディアは韓国の保守新聞の論調を踏襲しています。さらに、インターネット・メディアについて、日本ではアマチュア的、反日、左翼のイメージで報道していますし、「朝鮮日報」のホームページでの日本語訳では、ステレオタイプな韓国像を読むこととなります。

韓国ではオンライン空間が広がり、社会的なコミュニケーションがオンラインを通じて延長されています。サイバー・スペースにおいて、市民が発話行動の主体となっています。韓国と日本では、このような点に違いがあり、それぞれのインターネット文化の特徴があると思います。

二〇〇四年九月、通常国会を「改正新聞法」が通過しました。「一紙の発行部数が三〇パーセントを超えるか、上位三紙が六〇パー

セントを超えた場合、当該新聞を市場支配的事業者とみなす」と規定しました。この市場支配的事業者に分類されれば、国庫から支援される新聞発展基金の特権は受けられません。

注目すべきことは、この「改正新聞法」でインターネット言論が法制化されたことです。これは世界で初めてです。「改正新聞法」によれば、「インターネット新聞」を次のように規定(第二条第五項)しています。「コンピュータ等情報処理能力を持つ装置と通信網を利用して政治・経済・社会・文化・時事等に関する報道・論評及び情報等を伝播させるために刊行する電子刊行物として、独自の記事生産と持続的な発行等、大統領令で定める基準を充足するもの」(前掲、『韓国のデジタル・デモクラシー』)。つまり、この「改正新聞法」によって、インターネット新聞は、既存のメディアと同等の地位と義務を付与されたことになるのです。参加型ジャーナリズムとしての表現の自由が拡大・変化していくだろうと思います。報道の自由の意味も変わっていくでしょう。

しかし、インターネット世論にも歪みもあります。私としては、

招 請 状

三伏(土用)の暑さもたけなわの、この頃ですが、皆様にはご清祥のことと存じ上げます。

今年は、原子爆弾が日本の2都市に投下されて、61周年になります。

当時、広島と長崎で被爆した韓国人は、約7万人、そのうち死亡者は約4万人ではないかと推定されております。

遠い異郷で非業の死を遂げ、嘆いている魂を慰めるために、今年も下記の通り、追悼式を挙行することになりました。お忙しいことと存じますが、是非ともご臨席賜りますよう、お願い申し上げます。

「被爆61周年 韓国人犠牲者追悼式」

- 日時: 2006 年 8 月 6 日(日) 午前 11 時
- 場所: 大韓赤十字社 ソウル支社(青少年赤十字会館)
- 主催: 社団法人 韓国原爆被害者協会
- 後援: 大韓民国 保健福祉部
大韓赤十字社

社団法人 韓国原爆被害者協会

会長 パク・ヨンピョ
朴栄杓

今後、市民参加型のメディアから東アジアのリージョナリズムへ発展していくことを望んでいます。

(文責・笹本征男)

長い長い道のり

友沢

光男（北米在外被爆者の会代表）



友沢光男さん

六十年前の昭和二十年八月八日、私は広島
島の御幸橋のなかほどに立ちどまっていま
した。前日まで、無我夢中で死んでゆく被
爆者の手当をしていた私は、そのとき、焼
けただれた広島市の残骸を見ながら、なぜ
人間はむごい殺しかたをするのだ、と心の
なかで叫んでいました。

それから三十六年経った一九八一年、私
はアメリカのケネディ上院議員に紹介され、
核兵器凍結の小委員会、他の三人の被爆
者とともに、広島原爆の悲惨さを証言しま
した。

以後、テレビ、ラジオ、新聞などのマス
コミの広島原爆の実情に対する関心が高ま
り、マスコミだけでなく、大学、中学校、
小学校、教会、市民団体などに紹介され、
年何十回も、広島原爆の悲惨さを話し、平
和を訴えてきました。

そのころ、今は亡き倉本さんからの連絡
で、北米に広島・長崎の被爆者の会がある
ことを知り、会員になり、それまで抱いて
いたへなぜ自分は原爆で助かったんだろう
か」という疑問に対しての答えを見出しま
した。

在外被爆者のためにできるかぎりのこと
をするために、私は助けられたんだ、と。

以来、私はできるだけ多くのアメリカの
ひとびとに、人間の命の尊さを、原爆の悲
惨さを話すたびに訴えてきました。

しかし、聞くひとびとのなかには「日本
がハワイの真珠湾奇襲をしたではないか」
と、詰問するものもありました。

それに対して、私は、非人道的な原爆投

下を、以前のまちがった出来事で正当化
することはできない、と答えてきました。

あるとき、私の原爆に関するインタ
ビューが新聞に掲載されました。その日
の夕食を妻と二人の子どもと食べていた
とき、電話がかかってきて、いきなり、
「原爆投下を悪くいうのはなにごとだ！
お前なんかとつとと帰れっ！ 日本へ帰
れっ！」と怒鳴られました。

私はその女性に、名前を聞きましたが、
明かさないので、「名前を言わない卑怯者
のいうことを聞く必要はない！」と言っ
て、電話を切りました。

すると翌日、また、匿名で手紙が来て、
同人物からだとおもわれましたが、「日本
へ帰れ」などなど、毒舌を浴びせられま
した。

私は非常に立腹しましたが、何日かあ
とで、（あのひとは太平洋戦争で可愛い息
子を亡くしたのかもしれない）と思い
たり、あのひとの気がすむまで話を聞い
てあげればよかったと自分のいたらなさ
を後悔しました。

倉本さんから聞きましたが、一九七〇
年代に、ある在米被爆者が、集いで、原

爆体験談をしたところ、あとで、日系社会の指導者に「過去に起きたことを蒸しかえずな。日系人に対しての風当たりが強くなる」と叱られたそうです。それからこの被爆者は、原爆証言をしなくなったとのことです。

一九七〇年後半から、一人で日本政府へのお百度を踏んでこられた倉本さんに感銘し、私も九四年から倉本さんに同行して、厚生省への要請に毎年行きました。

しかし、一九九五年から厚生省へ何度要望しても無駄だ、厚生省を相手に裁判で闘ったほうが在外被爆者の実質的な救済になると確信しました。

私自身は、原告になる資格がないことを残念にももっていた矢先、郭貴勲さんはじめとし、数々の在韓被爆者が勇気ある原告として、立ち上がってくださり、原告と裁判をささえるために在韓被爆者問題市民会議の皆様と他の支援団体が支援運動を全面的にはじめてくださいました。

続いて、韓国、ブラジル、アメリカの被爆者団体が提携して厚生省に対応していくことになり、やがて、郭さんの高裁判決確定によって、やっと在外被爆者にも、手当

が支給されるようになりました。

これも、ひとえに原告として闘ってくださった郭さん、家族以上に在外被爆者をおもいやり、支援してくださった支援団体の皆様、また、報酬なしで骨身惜しまず、裁判に献身してくださった弁護士の皆様のおかげだと心から感謝いたします。ありがとうございます。

日本の多くの支援者の皆様なくしては在外被爆者の現状はありえなかったと思います。

故倉本寛司さんの言葉

―「被爆者裁判を支援するつどい」(広島市・アステールプラザ。○四・四・二六)―

アメリカのサンフランシスコから来ました倉本寛司でございます。

私、この運動は三十二年前から始めました。それから何度も厚生省、広島県、広島市と、いろんなところを回ったのですけれども、実を言いますと、四月二十三日の厚生労働省の課長さんとのミーティングで、今までとは非常に変変わった発言に接しました。私は変わったなということを本当に実感しました。

二人の厚生労働省の役人の方(課長補佐と係長)が、わざわざブラジル、アメリカ

思えば、亡き倉本さんが、第一歩をふみだしてから長い長い道のりでした。

そして、まだ行く先には険しい山道が残っています。頂上にたどりつき、朝日をながめるのには、まだまだ、長い年月がかかりそうです。

しかし、日本の支援者の皆様のご厚情にこたえるために、亡き倉本さんの遺志を継いで、在外被爆者すべてへの母国からの支援が実現するまで、命あるかぎり司法を通じて闘っていくことを誓います。

と見て回ってくださったのです。これは、昔から何度お願いしたかわからないことでしたが、無視されてきました。それが、このあいだ実現しました。そして、医療費をアメリカでもブラジルでも韓国でも、払ってあげようということが出てきました。これは我々が言ったのではなく、厚生労働省から出た言葉なのです。そういう意味で、非常に変わってきた、うれしい状態になってきたと感じています。

昔のことを申しあげますと、私どもはアメリカ人で、原爆を落としたのがアメリカ

ですから、最初はカリフォルニア州にお願いに行きました。そのカリフォルニア州では、「あんたたちは敵国人じゃないか」という発言まで出てきました。結局、これは州じゃなくて連邦政府に行きなさいっていうことで連邦政府に行つて、法案をつくり、アメリカにも我々を助けようという何人かの国会議員がいたので、その方たちにお願ひして法案を提出し、第一回の小委員会は何とかパスしたのですが、二回目の委員会はパスしませんでした。そこで、私、議員さんに「なぜパスしないのでしょうか」とお尋ねしたら、これは国防省が反対しているというんですね。それで国防省に行きまして、「なぜ反対するのですか、あなたたちは非常に同情してくれたじゃないですか」と言ったのですけれど、彼らから返つた言葉は「倉本さん。あなたたちのこの法案をパスさせると、われわれは核兵器が作れなくなる」というのです。私たちの法案は被爆者援護のための法案ですけれど。

国会議員で、ミネタさんという今長官をやっている人と長く話したのですが、彼は、「ミスター倉本。これはだめだ。なぜかという、アメリカ人っていうのは、原爆は正しかったと思つてゐる。だから非常に困難だ」というのです。それ以前に、大統領に手紙を出したところ、返事が来まして、「この戦争は正しい。アメリカは正しい戦

争をして、正しい爆弾を使ったのだから、君たちに対して補償をする必要はない」というのです。

そういう手紙をいただきましたので、国務省（日本の外務省にあたります）に行きまして、日本課の課長さんに会いましたら、彼は曰く、「アメリカは正しい戦争で正しい爆弾を落としたのだから、アメリカではだめだ。日本が援護をやっているから、日本に行きなさい」と。そして、やつとこまで来ました。

皆さま方の力で何とかなつたのですが、アメリカは原爆を落とした国で、今も核兵器をバンバン作っています。これをやめさせるには、日本でも外国でも被爆者を援護するという法案がパスすれば、アメリカはちよつとは考えるかもわからないのですけれど。

アメリカは核兵器をバンバン作っています。核兵器を自分で作りながら、イラクとか北朝鮮とかがちよつとなんとかしようとする、たたくでしょ。あれも私らはアメリカにおつてもわからないのです。ブッシュ大統領はばんばんに弱いものをいじめています。これを止めさせるため、日本政府はぺこぺこせずに取り組んでほしいと思います。

皆さんをお願いしたいのは、我々の裁判だけが大事なのではなく、日本政府が本当

に世界の核兵器をやめさせることをやってくれないと、私たちは救われたいと思うのです。

最近、私が思うのは、なんだか日本がだんだん右翼になっていつて、そのうちに十年もすれば憲法を変え、徴兵制にもなるのではないかという感じがしているのです。非常に恐ろしく感じています。

ぜひ我々が裁判に勝ち、そして法案が認められ、日本の被爆者と全世界の被爆者が同じように救われる時代が早く来ることを願っています。

このあいだ来ました厚生労働省の二人の役人の方も、「ブラジルは遠いねえ」といいます。「だから、日本に来て治療を受けなさいなどというのは、やめて下さい」といったところ、「それはわかるけれど、自分たちにはできない」というのです。「どうしたらいいのですか」ときくと、彼らが言ったのは、「強い政治家か、裁判に負けないと、自分たち役人にはできない」ということをいつていました。

この裁判によって世界の被爆者が救えるのではないかと思います。今後ともよろしくお願いします。

――「在ブラジル・在アメリカ被爆者裁判支援ニュース」10号（04・7）

李康寧（イ・カンニョン）さんを偲ぶ

韓国の原爆被害者を救済する市民の会 長崎支部長 平野伸人

李康寧さんとの出会いは、十数年前、韓国原爆被害者協会・釜山支部で会ったのが最初でした。李さんは韓国の被爆者のなかでは数少ない「長崎の被爆者」でした。李さんとわたしたちは、「ナガサキ」ということですぐにうち解け合いました。長崎での被爆体験などをくわしく語ってくれたことを思い出します。

次の出会いは、一九九四年、渡日治療で長崎友愛病院に入院したときでした。そのときは、原爆の後遺症のひどかった金文成さんとともに来日し、金文成さんの十三時間にも及ぶ手術に立ち会い、日本語のできない金文成さんの通訳として、献身的な努力をされました。李さん自身も糖尿病が悪化して具合が悪い中で、金さんの世話でした。「金文成さんの命の恩人」と



故李康寧さん
写真：李太宰さん提供

いつて良いのではないかと思います。

その時に、金さんとともに「健康管理手当」を申請し、滞在中は手当を受け取っていたのです。もちろん、当時は、旧厚生省・公衆衛生局長の通達（402号通達）によって日本を出国した被爆者にたいしては適用を除外されていた。当時としては、このことは「仕方ないこと」とされていました。

正義感の強い李康寧さんは、このような理不尽なことが許せませんでした。わたしたちに相談があり、裁判を起こすことになったのです。そして、大阪地裁、大阪高裁の郭貴勲裁判に引き続き、長崎地裁、福岡高裁でも勝訴を勝ち取ることができました。この二つの裁判がきっかけとなり、在外被爆者問題は大きな社会的問題になり、その後の多くの在外被爆者裁判の勝訴となって結実していきました。

長崎地裁、福岡高裁での口頭弁論は三二回に及びましたが、責任感の強い李康寧さんは一度も欠かさず、玄界灘を渡って来日されたのです。つねづね、李さんは『わたしは、在外被爆者と言われるのはすきではありません。』「在外」と

か「在內」とか被爆者を区別するのはおかしい。被爆者はどこにいても被爆者であるなら、こういう言い方は差別的だと思っています。』と言っていました。李さんの言葉には「全ての被爆者が被爆者として認められるまでたたかい抜く」と言うメッセージが込められていたのです。李康寧裁判は、支払い義務者が「国か自治体か」を巡って最高裁に上告されました。そして、今年の六月十三日ようやく最高裁の判決が下されました。

この間、李康寧さんは在外被爆者の問題解決のために、病状の悪化することもありとわず釜山支部長を務めることになります。東奔西走の日々が続き、李さんの心身をむしばんでいきました。昨年末には、長崎友愛病院に、李太宰さんとともに入院し、一時は病状も好転しました。しかし、釜山に帰ってからは徐々に厳しい状況となり、家族の必死の看病もむなしく亡くなれました。

亡くなる直前頃は、日本語ばかりが出ていたそうです。北九州で生まれ長崎で被爆し、韓国語よりも日本語のほうが言いやすいといっていた李康寧さんです。せめて日本の友人として、李康寧さんの遺志を引き継いで、韓国の被爆者のために、また、再びこのような被爆者を作ら

ないために活動を続けていくことを誓いたいと思います。「誠実」という言葉がびつたりの人柄、

働きづめの人生でした。ゆっくり休んでください。

天国の分順さんに

銀林美恵子

金分順さん、どうしてそんなに急いで逝ってしまったのですか？ また、お会いできる機会があると思っていましたのに。訃報に接し淋しく悲しい気持ちで一杯です。江戸川の今年の原爆犠牲者追悼式は七月二十三日です。当日犠牲者名簿に貴方のお名前を加えることにしました。江戸川にお出でくださって丸木夫妻描く「鳩と母子像」の追悼碑の前で、絵の中の赤ちゃんが原爆で亡くした自分の子のように見えるというて、泣きくずれて祈っておられた貴方のお姿が忘れられません。その翌年の追悼式で貴方の「和子ちゃん」のお名前も読み上げ、犠牲者名簿に加え碑の中に納めました。そちらの世界で和子ちゃんを抱いてあやしておられるのでしょうか？

分順さん、貴方は私が韓国被爆者として最初に出会った女性です。ほぼ同世代で広島被爆と聞き、親近感を持ってお迎えしたのですが、お話を伺うと同じ被爆者でも私

など比較にならない、何重にもご苦勞の連続の生涯、驚きと申し訳ない気持ちにせきたてられました。原爆投下るとき、貴方はすでに結婚し、五ヶ月の赤ちゃんとともに被爆、数日後その赤ちゃんが亡くなられたとき、大火傷で寝かされていた貴方は、抱くこともあやすこともできず、ただ涙をこぼすだけだったと。後にその頃の分順さんの様子を、いつも妹のように接しておられた釜山の李一守さんは「姉さんは酷い火傷で、もういつ死ぬかと思った」と話しておられました。

その年の暮れ、弟に背負われて帰国、「母国語もわからぬ嫁はいらん」と婚家を追い出された分順さん、大邸のお姉さんをやってその地に住み着かれたのですね。幸い日本で結婚したご夫君が家を出て、貴方の後を追ってこられたそうでしたね。仲の良いご夫婦で何よりでした。でも、二人とも広島被爆者、特に重症を受け九死に一

生を得た貴方の生活はどんなに苦しかったろうと想像に絶します。日本に生まれ、日本育ち、日本人として愛国少女にさせられていた貴方です。母国韓国に帰って、言葉も習慣も違う環境で、原爆の火傷・怪我の後障害をもち心身ともにどんなに苦しかったことでしょう。

分順さん、貴方はまた多くの被爆者のお世話をなさいましたね。その痛みはよくわかる方だから、帰国して戦後にぎやかな韓国社会の片隅に何の援助もなくほそぼそと生きておられる困窮被爆者を訪問し、励まし、助けてこられました。その声を社会問題として訴える運動もされました。韓国被爆者団体の女性代表の役割を、体をはって果たしてこられた分順さん。

どうぞ和子ちゃんを抱いてゆっくりお眠り下さい。平安をお祈りします。





訪日した際の故金分順さんと市民会議のメンバー中央右が金さん

金分順さんを偲んで

石川逸子

かねて入院なさっているとは伺っていたけれど、ご逝去の知らせにおどろく。

分順さんとの始めての出会いはい、一九九八年二月、東京で開かれた在韓被爆者の援護問題を考えるシンポジウムでの来日から。

「原爆を、怨みました。原爆の後には、万病と貧が重なります。字にも書けない、言葉にも出せない、それがあの原爆でございませう」とシンポジウムで言われた言葉は忘

れられない。

父は働いて働いて、日本の政府にたくさん献納もした。朝鮮にいた叔父は、九州の炭鉱へ強制連行され、脱走したがつかまり、また炭鉱へ連れていかれて亡くなった。

今、日本は立派な富んだ国になっている。人が苦勞のどん底にいるとき、だれかに助けられて立派に出世したらどこまでも探して恩返しするのが道理ではないか、なぜ、日本政府は、在韓被爆者を探して救おうとしないのか、とも言われた。

シンポジウムの翌日、鳩バスの半日コースで東京をご案内したとき、明治神宮の鳥居の柱をなでて、「原爆がここへ落ちればよかったのに！」としみじみ言われた。

一九九六年には、戦争への道を許さない下町の女たちの会の招請で、四人の被爆女性とともに来日された。

江戸川の滝野公園の原爆追悼碑のまえでぬかずき、パッチリ目を開けたまま亡くなった五ヶ月のわが子、和子ちゃんを思っ

てみたと、広島に入院中出されたものがあって、「私は今も広島のあの家の下で、かすかに泣いている子の聲がきこえるようです、夢にも見えて、ふと助けてくれとさげんしておきてみたら、病室の皆さんがびっくりして、金さん、どうしたのと、三人のおばさんを驚かせました。」と書かれていた。

晩年は、大邱の困窮した被爆者たちのために懸命に走りまわる日々をすごされた。

最後にお会いしたのは、政府交渉のために二十二人という大団体で、来日されたとき。詰まった日程で、大所帯、ゆっくりお話しするひまはなかったが、お元気だった。

江戸川での五人の被爆女性たちのお話も収録した、御庄博美さんとの編著『引き裂かれて私は書いた―在韓被爆者の証言』が、八月はじめにはできるので、お届けして喜んでいただきたい、と思っていたのに、残念でならない。

どうか、今はゆっくりお休みください。合掌。

「学習」話し合う会」

商社九条の会・東京の紹介

有岡道夫（在韓被爆者問題市民会議委員）

平和の下でこそその商社活動

私は1964年。日本が大戦後の復興を成し遂げ、経済を国際交流の場に移し始めた頃、あこがれて商社に就職、以来40年近くを働きました。私を含め商社に働く者が堂々と活動ができた背景には、もつとも中には環境破壊など新たな問題を起す残念な活動も少なからずあるのですが、ともかく大戦でアジアの人たちに多くの犠牲を強い、みずからも広島、長崎、沖縄、東京そして各地で多大な被害を受けた日本が「平和の国」「戦争をしない国」と生まれ代ったことを示す日本国憲法の平和的条項（前文・九条）等の存在があります。

商社九条の会を設立

しかしながら、財界の代表である日本経団連や経済同友会は改憲を明確に求め始め、政界もこれに呼応する形で自民党のみならず野党の民主党までが改憲案を発表し、衆議院憲法調査会は会設立の趣旨から逸脱して改憲を具体的に日程に乗せようと

する答申を行いました。さらに、手段としての国民投票法案を上程、継続審議になっています。

これに対し、一昨年6月、文化人9人による「九条の会」がアピールを発表してから、日本全国にいまでは5千を超えるさまざまな「九条の会」が設立されています。

私たちも、商社労働組合役員をつとめた者を中心に、商社に関係する仲間48人が呼びかけ人になって昨年5月にスタートしました。現在は、呼びかけ人67名、賛同者249名、合計316名の会員と、他に会主催の催しに参加し連絡を取れる人が200名を超える規模までになったところです。しかし、商社に九条の会ができたことは、商社の職場でもあまり知られておらず、一般には意外なことある種の驚きをもって受け取られているのがどうも現状のようです。ボーダーレス化の平和維持なぜ商社の仲間で九条の会を作ろうということになったか。ヨーロッパにおける経済統合が進むことに眼を見張ったことがきっかけの一つです。かつて、資源を有する地帯の所有を巡って紛争、戦争を繰り返してきたフランス・ドイツが核になって共同体から統合へ、そして各国が競うように参加をしている。ボーダーレスによる平和維持が夢

ではなくなったと考えたところにあります。

学び話し合う会 会の設立にあたっては、どのような九条の会を作るのか長時間かけて話し合いました。その結果まとめたのが、様々な考え方の人と共に憲法九条を考え、話し合おうということでした。会の正式名称は「憲法九条について学習し話し合う商社の会・東京」としました。「東京」としたのは、関西の仲間とも相談し、東西それぞれ同時に立ち上げることになったからです。「九条をともに学び、話し合う」方針はこれまでの活動の中で大きな力を発揮しているように思われます。

次回講演会は8月29日

発足して1年の間に、2回の250人規模の講演会と2回の学習会、会員の交流会を1回もちました。講演会は初回が天木直人さんと塩田長英さん、第2回が品川正治さんに講師をお願いしました。次回講演会は8月29日、高輪区民センターホールで講師に辻井喬（堤清二）さんを講師に迎えて行います。どなたでも参加歓迎です。詳しくは事務局0467・467401木村方まで。